

森林・林業・木材関連政策の推進に向けた森林環境税（仮称）の 早期創設を求める意見書

我が国の森林は国土の7割を占め、国土保全、水源の涵養、地球温暖化防止等多面的な機能を有しており、国民全体にさまざまな恩恵をもたらしている。これらの機能を十全に果たすためには、間伐などの森林整備を着実に実施する必要がある。

しかしながら、林業の低迷により就業機会の減少、生活環境整備のおくれと山村地域の過疎化・高齢化に伴う集落機能の低下により、不在村森林所有者の増加や境界の確定ができず集約化が困難になっているとともに、市町村における林務担当者の不足など、解消すべき課題は山積している。

そうした中、現在政府において、市町村主体の新たな森林整備を進めるための財源として「森林環境税（仮称）」の創設に向けた検討が進められているところであるが、森林整備を進めていくことは、国土保全などの森林の公益的機能の発揮のみならず、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

よって、国におかれては、次の事項について実現されるよう強く要請する。

- 1 林地台帳整備にあたる市町村への支援の強化を図るとともに、市町村が主体となった森林整備を進めるため、「地域林政アドバイザー（仮称）」を初めとする支援の活用に向け、市町村の意向と人材のマッチング問題等の課題解消を通じた実効ある対策を図ること。

さらに、森林経営計画作成の促進に向け、プランナー等の人材育成、国の職員による技術的な支援のさらなる拡大や、集約が困難な森林の地方公共団体等による公有林化に対する支援の強化等の施策の拡充を図ること。

- 2 条件不利地域など適正な森林整備が進まない森林については、水源林造成事業等による公的森林整備の拡充を図るとともに、事業の長期的・安定的な実施に向けた人員や組織の拡充等の体制の確立を図ること。
- 3 「山村振興法」の基本理念、附帯決議に基づき、山村地域において雇用の拡大・改善を行う企業に対する支援措置を講じる等の具体的施策の確立とともに、地域振興・地域林業確立の観点から、国等の発注する事業については、地域の事業体が優先的・安定的に受注できる発注方式に変更すること。

また、林業労働力の育成・確保に向けた施策の拡充、労働安全対策を初めとする就業条件改善に向けた対策の強化を図ること。

- 4 森林の持つ多面的機能の恩恵を広く国民全体が享受していることに鑑み、

市町村が継続的に森林の整備保全に取り組めるよう、安定財源の確保に向けて「森林環境税（仮称）」を早期に創設すること。

その際、税を活用した森林整備等が円滑に進められるよう、市町村の体制の整備を進めるとともに、森林整備の代行制度などの都道府県の役割を明確に位置づけ、必要となる財源を都道府県に配分すること。また、県の超過課税との関係を明確化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 浜 田 英 宏

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
総 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣
環 境 大 臣
林 野 庁 長 官

} 様